当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

Australian Government
Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT MYANMAR

10 January 2017

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次

略語

1. 目的とねらい
2. 背景情報
    - 近年の略史
    - 人口動態
    - 経済概況
    - 政治制度
    - 人権枠組み
    - 治安状況
3. 難民条約に基づく申立て
    - 人種／国籍
    - 宗教
    - 政治的意見（実際のまたは帰属された）
    - 関心対象となる集団
4. 補完的保護の申立て
    - 恣意的な生命剥奪
    - 死刑
    - 拷問およびその他の残虐、非人道的または尊厳を損なう処遇または刑罰
5. その他の考慮事項
    - 国の保護
    - 国内移転
    - 帰還者の処遇
    - 文書類
    - 不正の横行

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

略語

ACSC Associate Citizenship Scrutiny Card
BGP Border Guard Police
BSPP Burma Socialist Programme Party
CMC Camp Management Committee
CSC Citizenship Scrutiny Card
FRC Foreign Registration Certificate
HDI Human Development Index
ICNV Identity Card for National Verification
ICRC International Committee of the Red Cross
IDP Internally Displaced People
IMF International Monetary Fund
IOM International Organisation for Migration
KIA Kachin Independence Army
LGBTI Lesbian, gay, bisexual, trans and intersex
MNHRC Myanmar National Human Rights Commission
MP Member of Parliament
MSM Men who have sex with men
NCA Nationwide Ceasefire Agreement
NCSC Naturalised Citizenship Scrutiny Card
NGO Non-Government Organisation
NLD National League for Democracy
NRC National Registration Card
PEC Presidential Electoral College
RSF *Reporters Sans Frontierès* (Reporters Without Borders)
SLORC State Law and Order Restoration Council
SPDC State Peace and Development Council
USDP Union Solidarity and Development Party
UWSA United Wa State Army

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

1. 目的とねらい

1.1　この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが，ミャンマーに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2　この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは，現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3　1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

> 外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、 意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。 しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4　この報告書は、ヤンゴン及びヤカイン州でのものを含む，ミャンマーに関する DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は， US State Department, Assistance Association for Political Prisoners (Burma), Freedom House, Human Rights Watch, Amnesty International, International Crisis Group, the International Monetary Fund, the United Kingdom Foreign and Commonwealth Office, the UN Office of the High Commissioner for Refugees, the UN Office of the High Commissioner for Human Rights 及び the World Bank. からの報告を含む，信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2015 年 12 月 18 日に発行された以前のミャンマーに関する DFAT レポートに代わるものです。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2. 背景情報

近年の略史

2.1　　ミャンマー（旧称：ビルマ）は、東南アジアの議会制共和国である。ベンガル湾とアンダマン海に面し、国土面積は東南アジア諸国中で 2 番目に大きい。北西をバングラデシュおよびインドと、北東を中国と、東をラオスおよびタイと国境を接している。ミャンマーは、中央部に平野が広がり、その周囲をヒマラヤ山脈に連なる険しい山脈が取り囲んでいる。国土の大部分は、チーク、ゴム、アカシア、竹、アイアンウッド、マングローブ、シャクナゲなどの森林に覆われている。首都のネーピードーは、2000 年代半ばに新規移転された計画都市である。旧首都ヤンゴン（Yangon）（旧称：ラングーン（Rangoon））は、ミャンマー最大の都市で経済の中心地である。ミャンマーは、サイクロンや洪水を含めた自然災害に被災しやすい。一例をあげると、2008 年 5 月のサイクロン・ナルギスは、エーヤワディ（Ayeyarwady）デルタ管区全体に甚大な被害を与えた。死者およそ 14 万人と報告されている。2015 年 7 月と 8 月に全土で発生したモンスーン洪水の死者は 100 人を超え、被災水田は 120 万エーカーと推定されている。

2.2　　1948 年にイギリスから独立してビルマ連邦（当時）が誕生した。独立当初は、アウン・サン（Aung San）将軍（アウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）の父）を主導者とし議会制民主主義が敷かれた。1962 年の軍事クーデターによりネ・ウィン（Ne Win）将軍が権力を掌握、ビルマ社会主義計画党（BSPP：Burma Socialist Progrmme Party）を結成して政権の座に就いた。BSPP 政権はその後 26 年間にわたり続いた。BSPP の「ビルマ式社会主義（Burmaese Way to Socialism）」の下、ミャンマーは世界で最も閉鎖的な国となった。BSPP 政権時代、多数の民族集団が独立を模索し、しばしば武装勢力の紛争が長期化した。

2.3　　1988 年、全国に広がった抗議デモ－米不足とも一部関連―と文民政府への交代要求を受けてネ・ウィン将軍は退陣した。軍（ミャンマー語で Tatmadaw）は、軍が後押しする国家法秩序回復評議会（SLORC：State Law and Order Restoration Council）の設置を発表した。SLORC は、1997 年 11 月に国家平和発展評議会（SPDC：State Peace and Development Council）と改称した。1988 年 8 月以降、SLORC は、軍の武力と警察の取り締まりにより秩序を回復した。一部情報筋は、ヤンゴン（Yangon）とマンダレー（Mandalay）では 3,000 人以上が殺害されたと伝えているが、正確な数字は不明である。

2.4　　1990 年の総選挙は、暴力により損なわれ、アウン・サン・スー・チーを含む多数の反政府派が逮捕された。弾圧にもかかわらず、反政府グループや民族党は、軍人代表議席を除く 485 議席のうち 475 議席を得た。SLORC は、選挙結果を認めず、アウン・サン・

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

スー・チーはじめ反軍部主導者は投獄された。タン・シュエ（Than Shwe）上級大将による軍政は 2011 年 3 月 31 日まで続いた。現行ミャンマー憲法は 2008 年に制定された。

2.5　　2010 年 11 月、議会選挙が実施された。反政府派の国民民主連盟（NLD：National League for Democracy）は選挙をボイコット、国際監視団は公正選挙ではなかったとみなした。軍を後ろ盾とする連邦団結発展党（USDP：Union Solidarity and Development Party）は、非軍人代表議席の 75％以上を獲得した（議会の議席数配分に関する憲法上の規定は、『政治制度』セクションを参照）。2011 年 1 月に召集された新議会は、テイン・セイン（Thein Sein）を大統領に指名した。テイン・セインは、ミャンマー軍の将軍であり、タン・シュエ政権下で首相を務めた。

2.6　　テイン・セイン政府は、一連の政治＆経済改革に着手し、ミャンマーの急速な変容の時代が始まった。政府は数百人の政治囚を解放、その一人アウン・サン・スー・チーは 2010 年選挙の 6 日後に自宅軟禁を解かれた。アウン・サン・スー・チーほかの NLD メンバーは、2012 年 4 月 1 日の連邦、州および地域議会の 45 議席についての補欠選挙において候補者を擁立した。国際監視団は、この中間選挙は信頼できるとみなした。NLD は争った 44 議席のうち 43 議席で勝利し、アウン・サン・スー・チーも当選した。

2.7　　2015 年 11 月、ミャンマーでは 1960 年以来初めて、信頼できる総選挙が実施された。二院制国会（Pydaungsu Hluttaw）の議員選挙には、91 政党から 6,000 人以上が立候補、2,300 万人が投票した。選挙結果は、アウン・サン・スー・チー率いる NLD が圧勝、憲法で軍人代表議席と定められている議席を除く全議席の 75％のうち 80％を獲得した。この選挙結果について、国民、他の政党および候補者、ならびに国際監視団は、おおむね容認できるとしている。新政権への移行は 2016 年 3 月に完了した。ミャンマーの政治状況に関する詳細は『政治制度』セクションを参照。

人口動態

2.8　　2014 年 4 月、前回の調査から 30 年以上を経てはじめて国勢調査が実施された。調査結果によると、ミャンマーの人口は 5,140 万人である。ただし、この数字には、ラカイン（Rakhine）、カチン（Kachin）およびカイン（Kayin）（カレン（Karen）とも称する）の諸州の様々なコミュニティの人口に関する推定が含まれている。これらの州の人口が推定値となったのは、紛争（カチンおよびカイン州）や民族的配慮（ラカイン州、『人種／国籍』を参照）から、直接的な調査は実施されなかったことによる。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.9　　ミャンマー総人口の約 70%は地方部住民である。15 の州・管区のうち、人口数ではヤンゴン管区が最大で約 7400 万人、続いてエーヤワディとマンダレー管区が約 620 万人となっている。人口が最も少ない州は、チン州とカヤー（カレンニとも呼ばれる）州で、50 万人に満たない。

2.10　　憲法上では、ミャンマーには 135 の民族が公式に認められている。この中には、一部の少数民族は含まれない。2014 年の国勢調査では、これらの民族についても情報収集が行われたが、政府は公表していない。CIA ザ・ワールド・ファクトブックによれば、ビルマ族が人口の約 68%を占める最大民族、シャン族（9%）、カイン／カレン族（7%）、ラカイン続（4%）が続いている。その他の重要民族としては、モン（Mon）、チン、カヤ／カレンニ、その他に中国系およびインド系の民族や、さらにロヒンギャ（Rohingya）と自己識別するイスラム教徒が居住する。DFAT は、ミャンマーでは「ロヒンギャ」という呼称の使用は非常にセンシティブな問題であるとみている（『人種／国籍』を参照）。

2.11　　ミャンマー国民の過半数は仏教徒であるが、少数派であるもののキリスト教徒やイスラム教徒も重要である。2014 年国勢調査によれば、仏教徒 88%、キリスト教徒 6%、イスラム教徒 4%であり、残る 2%がアニミズムやその他の宗教を信仰している。

経済概況

2.12　　ミャンマーでは、大規模な政治・経済・社会の変化が進行している。近年の独裁政権の失脚、市場指向経済政策の導入、および内部抗争への対処は、安定と発展にプラス影響となっている。ミャンマーの経済的ポテンシャルは大きい : 国境を接する周辺諸国（バングラデシュ、インド、中国、ラオス、タイ）は世界総人口の 40%を占め、ミャンマー近海は重要な海上貿易ルートとなっており、豊富な天然資源に恵まれている。

2.13　　2011～2015 年の GDP 成長率は年平均 7.4%となっている。IMF によれば、2015/16 年度（期末日：2016 年 3 月 31 日）の成長率は 7%前後、過去 2 年から約 1.5%下がった。この成長率鈍化は、2015 年の広域的洪水、選挙プロセスに関する不確実性、ならびに商品価格下落による交易条件悪化が響いている。過去数年に比べると僅かに弱体化しているものの、絶対的な成長は力強さを維持している。もっとも、2015 年のインフレ率が 10.5%に上昇したのに伴い、陰りの兆も見える。

2.14　　近年の強力な成長に関わらず、ミャンマーはアジアの最貧国のひとつに留まっている。最新データである国連開発計画（UNDP）2015 年人間開発報告書では、188 国中 148

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

位にランクされている。人口の約 4 分の 1 は国内貧困線より下であり、さらに多くが国内貧困線を僅かに超えるにすぎないレベルにあり、経済ショックの影響を被りやすい。経済活動は大都市中心部に集中している。2014/15 年度、ミャンマー経済全体の成長の約 40%は、人口比率では 26%にすぎないヤンゴンとマンダレーに由来した。経済成長および公共サービスは地方や遠隔地、特に紛争地域では未発達である。

2.15　産業部門別にみると、ミャンマー経済全体の 42%はサービス部門が占め、農業部門（36%）、工業部門（22%）と続く。2016 年 5 月 1 日に発表された世界銀行のミャンマー経済モニターは、中期年 GDP 成長率 8.2%、主な牽引力はサービス、インフラ、建設、および製造業の成長と予測している。農業部門は、生産性の低さが長年足を引っ張ってきたことに加え、2015 年 8 月の洪水からの回復も遅々として進まない。地方部の雇用機会の少なさは、都市への住民流入を加速している。

2.16　経済への国の影響力は依然として甚大であるが、2011 年以来進められてきた改革により、軍所有ビジネスは激化する競争に曝されている。軍部（Tatmadaw）掌握下にあった貿易評議会（輸出入ライセンス承認を統括）の解散、および Tatmadaw ビジネスの免税撤廃は、特に製造・加工部門における民間企業の競争力増強を促した。

公衆衛生

2.17　ミャンマーの公衆衛生は全般的に劣悪であり、特に地方部の状況は厳しい。子どもの 3 分の 1 が発達不良であり、ラカイン州のイスラム教徒コミュニティでは、さらに発達不良率が高いと伝えられる。母性死亡率は、生児出生 100,000 あたり 200 人前後で、東アジア・太平洋地域全体の 100,000 出生あたり 72 人を大きく上回る。UNICEF によると、ミャンマーの新生児死亡率は生児出生 1,000 あたり 26.4 人である（東アジア・太平洋地域全体では、1,000 あたり 8.9 人）。保健医療水準は大都市中心部においても全般に低い。未発達のインフラ、険しい辺鄙な地形、加えて長引く抗争が、一部地域において特にモンスーン季中の保健医療サービスの提供を妨げる主要因となっている。結核、マラリア、デング熱、B 型肝炎、チフス、HIV などの感染症罹患率も高い。

教育

2.18　識字率は約 93%と推定されている。初等学校就学率はかなり高い（2014 年、就学年齢児の約 95%）。しかし上級学校進学率は急低下し、中等学校の就学率 48%、高等学校 12%である。この就学率低下は教育期間と整合し（就学年齢の子どもの予想通学年数）、ミャンマーでは約 8.6 年である。これに対し、ラオスでは 10.6 年、カンボジア 10.9 年、ベト

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ナム 1.9 年、タイ 13.5 年となっている。地方部や遠隔地、また抗争地域では、子どもの教育を受ける機会は、さらに制限される。

政治制度

2.19　ミャンマーの 2008 年憲法は、行政、立法、司法の三権分立を定めている。議会（Hluttaw）議席の 25%は軍人代表議席に指定されており、軍は憲法改正阻止や防衛・国務・国境問題大臣を任命することができる。軍司令官は、市民の自由の制限や議会権限の否定を含めて非常時強権を発動する権利も有する。

2.20　ミャンマーの地方行政区画は、7 管区、7 州、6 自治区（管区）、および 1「連邦領」（首都ネーピードーを含む）から構成される。呼称は異なるが、管区と州は憲法上は等価である。

2.21　6 自治区（管区）は、憲法において認められており、少数民族集団により統治されている。5 自治区はシャン州内、1 自治管区がサガイン（Sagaing）管区にある。シャン州東部の中国と国境を接するワ（Wa）自治区が最大規模を持つ。

2.22　憲法上、連邦の立法権は、中央議会と州・管区議会に分割されているが、現実には、権限はほぼ中央集中的で、国の執行機関および国会に存する。州・管区の首長任命権は大統領にあり、州・管区の首長は、各自の議会ではなく、大統領の直属下に置かれている。憲法上、国法は州・管区の法律に優先する。

2.23　各州・管区は、選出公務員と任命行政官から構成される独自の行政組織を有している。課税は正式には中央の統括であるが、土地占有回復や売却、地方の請負契約（contract）および行政課税を通じた州政府による非公式徴税が典型的である。ミャンマーの司法、法執行および行政組織構造は全国共通ではなく、完全にいきわたっていない地域も残る。交通や通信インフラが未発達なことに加え政情不安や抗争のため、政府歳入およびサービス提供機関の職員が辺鄙な地方にまで赴くことはまれである。

2.24　国会は二院制で、国民代表院（Pyithu Hluttaw、下院）と民族代表院（Amyotha Hluttaw、上院）から成る。国家予算や行き詰まり打開など特定の議案は、上下院合同の連邦議会（Pyidaungsu Hluttaw）で取り扱われる。国民代表院は定数 440、うち 330 議席は国民による直接選出、110 議席は軍人代表議席であり国軍司令官が任命する。民族代表院は定数 224、直接選出議席 168（各州・管区から 12 名ずつ）、軍人代表議席 56 である。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.25　大統領は選挙人団（PEC : Presidential Electoral College）により選出される。PEC は、上・下院 MP および軍人代表 MP の 3 グループの代表から構成される。各グループが副大統領 1 名を選出する。続いて、統合 PEC（国会の全議員から構成）が、副大統領 3 名のうちから大統領を選出する。大統領と 2 名の副大統領の任期は 5 年である。憲法には、大統領および副大統領として指名を受けるための適格基準がいくつか設けられている。その一つが、両親または子どもは外国人であってはならないとする基準であり、このため 2 人の息子が英国籍のアウン・サン・スー・チーは不適格となっている。

2.26　2015 年 11 月の議会選挙は、アウン・サン・スー・チー率いる NLD の地滑り的勝利となった。NLD は、国会の選出議席の 80%近くを獲得した（州・管区議会においてもほぼ同率での議席獲得）。得票率 57 %に過ぎない NLD の大勝利の一因は、単純小選挙区制にある。現政権政党 USDP の獲得議席は僅か 8%に留まり、少数民族を代表する党の獲得議席は 11%と予想を大きく下回った。仏教国粋主義の国家開発党（NDP : National Development Party）は数では 4 番目に多くの立候補者を立てたものの、1 議席も獲得できなかった。この選挙で、NLD は単独の大統領指名および立法が可能な議席を確保した。

2.27　2016 年 3 月、議会は NLD が指名したティン・チョー（Htin Kyaw）を大統領に選出した。副大統領には、退役中将ミン・スエ（Myint Swe）（軍人代表 MP による指名）およびヘンリー・バン・ティオ（Henry Van Thio）（NLD による指名）が任命された。アウン・サン・スー・チーは、憲法上は定義されていない新設の国家最高顧問、ならびに外務大臣および大統領府大臣の重職に任命された。憲法の定めにより、防衛、内務、国境問題の 3 省大臣は、国軍司令官の指名を受けた軍人が就任した。内務省は、ミャンマー警察、裁判制度、および総務局の責任を負う。

人権保障の枠組み

国内人権機関

2.28　ミャンマーは、2011 年に政府資金によりミャンマー国内人権委員会（MNHRC : Myanmar National Human Rights Commission）を設置した。国内人権機関国際調整委員会（ICC : International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights）は現在、MNHRC を「B 状態機関」に分類している。すなわち、MNHRC は人権機関が信頼性があり効果的に活動しているとみなされるために必要な最低国際水準を定めた「パリ原則」に不適合の部分が存する。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.29　　現在、MNHRC は苦情を受理し、また所定の調査権限を有している。調査に続き、MNHRC は関係政府部局に対し対策を提言する。しかし、提言の実施を確実にする権限は有していない。運用管理および財務面で MNHRC は政府に依存しており、独立性は限定されている。

治安状況

2.30　　1948 年の独立以来、民族集団と州の間では散発的に抗争が発生している。過去数 10 年間、抗争の多くは国境沿いの州・管区の紛争地域に限定的であった（ビルマ民族の中心地域の多くでは抗争は発生していない）。全国規模の停戦合意（NCA）交渉には、21 の民族武装組織（EAO）のうち 15 組織が参加した（参加の選択を含む）。そのうち、2015 年 10 月に停戦合意署名したのは 8 組織に留まったが、その後、2016 年 3 月の草案には参加 15 組織全てが合意した。他のいくつかの EAO は NCA 交渉プロセスの外部に留まった。一部の組織は不参加を選択した半面、コーカン（Kokang）（MNDAA）、アラカン軍（AA；Arakan Army）、およびタアン民族解放軍（TNLA：Ta’ang National Liberation Army）の 3 組織は近年の軍との衝突に関与していることを理由に軍から参加拒絶された。全 NCA 署名組織は、引き続き、非署名組織に対し、政治対話プロセスが正式に開始された暁に参加可能となるよう NCA 署名を薦めている。全ての EAO が NCA 署名したわけではないが、NCA が部分的ながら署名されたことは、ミャンマー国内の和平プロセス前進に向けた重要な 1 歩であった。NCA は、政治対話を進行させるための骨組みを定めている。

2.31　和平プロセスをめぐる機運の継続は、政権の座にある NLD にとって重要な優先事項である。2016 年 8 月 31 日、政府は連邦和平会議（Union Peace Conference）――1947 年にアウン・サン将軍の主導で開催され、ビルマ連邦誕生につながったピンロン会議にちなみ、別名を「21 世紀ピンロン連邦和平会議（21st Century Panglong Conference）――を開催した。2016 年の会議は実質よりもインクルージョンに焦点を当て、NCA の下での和平プロセスの再スタートの象徴となった。会議には、政府、軍、署名済みと非署名双方の EAO（ただし、MNDAA、AA、TNLA は、彼らの参加について誠実な交渉が行われたにも関わらず不参加だった。）、および市民団体の代表が参加した。

2.32　　NCA にも関わらず、国の一部では抗争が止まず、政府が支配力を持たない地域もある。EAO と政府軍との衝突は続いている。2016 年末の再燃した戦いを含めて、これらの衝突の殆どは南部カチン州と北部シャン州の国境地帯で展開しており、膨大な避難民が発生している。カイン、ラカインの両州を含めて、他の地域でも散発的衝突が発生している。2015 年後半、アラカン軍―歴史的にカチン州の KIA と訓練や戦闘を共にしてきたラカイン

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

民族分離主義の小集団―は、ラカイン州北部において軍に対するゲリラ攻撃を始めた（人口の大部分をイスラム教徒が占めるマウンドー（Maungdaw）とブティダウン（Buthidaung）の北部郡区では攻撃は発生していない）。

2.33　ラカイン州では、2012 年にラカイン民族（仏教徒）と、ロヒンギャ（Rohingya）と自己識別するイスラム教徒マイノリティ住民の間におけるコミュニティ間暴力の勃発後、急速に治安が悪化した。2012 年から 2016 年の間にコミュニティ間暴力は下火になったものの、極度に不安定な状態にあり、双方のコミュニティの権利の実現に著しく影響している。この状況に関する詳細は『ロヒンギャと自己識別する人々』セクションを参照。

2.34　2016 年 10 月 9 日、マウンドー郡区の国境警備隊（BGP）の 3 施設が、武装集団の攻撃を受けた。政府当局によると、警備隊員 9 名が命を落とし、攻撃側も 8 名が死亡した。火器およそ 50 丁と弾薬約 1 万発が盗まれた。2016 年の 10 月から 11 月にかけて、さらに衝突が発生した。「Harakah al-Yakin」（アラビア語で「信仰運動」）と自称する新武装集団が攻撃は自分たちの行為であると宣言し、ロヒンギャ迫害の停止を求めた一連のビデオを公開した。ミャンマー政府と国際アナリストは、このグループは国際聖戦士集団とつながっているとみている。軍と BGP は、攻撃に対抗して大規模な作戦行動を開始、北部マウンドーの広範囲を「掃討作戦」のために封鎖した。この地域へのミャンマー国外からのアクセスは従来から制限されてきたが、衛星画像によると数箇所の村が焼き払われたとみられる。拘束されていた多数の死亡が確認されており、数万の住民が避難民となったと推定される。政府は、攻撃に対する治安維持作戦において多数の死亡者が出たことを認めている。この状況の人権影響については、『ロヒンギャと自己識別する人々』セクションを参照。

2.35　全国に広がる抗争は、ラカイン州のコミュニティ間暴力を含めて、多数の国内避難民（IDP）や難民（圧倒的多数はタイ国境を超えて避難）を発生させた。ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者（UN Speial Rapporteur on the Situation of Human Rights in Myanmar）の報告によれば、2016 年 3 月の時点での避難民は 470,000 人以上である。内訳はラカイン州の IDP が 140,000 人、カチン州とシャン州北部 IDP が 96,000 人以上、ミャンマー南東部の長期化する強制退去状況の IDP が約 230,000 人となっている――タイ国境を越えての避難を含む――。南東部における戦闘は、NCA 署名以後は大幅に下火となっているもののタイの難民キャンプからの帰還率は依然として予測を許さない。ラカイン州における最近の抗争の結果としてバングラデシュに避難した人々は 30,000 人を超えている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3．難民条約に基づく申立て

人種／国籍

3.1　　ミャンマー政府は、135 の「民族（national race）」のなかに、8 つの民族集団――カチン（Kachin）、カヤー（Kayah）／カレンニ（Karenni）、カイン（Kayin）／カレン（Karen）、チン（Chin）、ビルマ（Bamar）、モン（Mon）、ラカイン（Rakhine）、およびシャン（Shan）――を認知している。法は、公式に認知されている 135 民族の構成員に対し完全な市民権を付与している。1982 年ビルマ国籍法（Burma Citizenship Law 1982）に基づき、民族集団の構成員が完全な市民権を持つためには、民族集団は 1823 年以降継続して「州内に含まれるテリトリーのなかに」存在していることが必要とされている。市民権の証明を受けるには通常行政サービスへのアクセスが必要である。憲法は、全国民の 0.1％超の人口を擁する民族（「適格人口を持つ民族」）を認知し、これらの民族に対しては州および管区議会における議席を割り当てている。この正式な積極的差別を別にすると、国民として認知されている人々に対しては、民族を根拠とする公式な差別は殆どない。

3.2　　ロヒンギャ（Rohingya）と自己識別するイスラム教徒は、憲法上認知されている 135 民族には入っていない。この点は、インド、中国、アングロ系ビルマ人（Anglo-Burmese）、ネパール出身者も同様である。完全市民権を持たない人々に対する正式な制限は広範にわたる。公式には、彼らは国費で賄われる保健医療や教育サービスを受けることができない。しかし実際には、支払能力があればこれらのサービスを受給可能なことが少なくない。彼らは、通常、州、管区または中央政府の業務に就労することはできない。

3.3　　ビルマ族はミャンマー人口の過半数、およそ 68％を占める民族集団である。ビルマ族は官僚組織や政治制度において支配的地位にあり、他の民族集団が過半数を占める州や管区においてさえも重職に任じられていることが少なくない。ミャンマーの中央平野部は、遠隔地（大都市も含む）に比してビルマ族人口比率が高い。ビルマ族の大半は仏教徒である。

3.4　　ミャンマーにおけるアイデンティティは複雑であり、人種／国籍／民族、宗教、言語、地理的位置がアイデンティティに絡んでくる。同じ一族の構成員でありながら、別人種に属するケースもある。個人のセルフアイデンティティは、公式に認知されている人種または宗教とは一致しないこともある。異なる民族集団間の結婚も、特に民族は異なるが宗教は同じ場合は、普通に見られる。

3.5　　DFAT のみるところ、ミャンマーでは概して、ロヒンギャと自己識別する人々を除

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

き、人種や民族に基づく公式・社会的な差別は軽度である。

3.6　本報告書の目的上、ロヒンギャについては「人種／国籍」のセクションにおいて単独事項として取り扱う。その他の民族・宗教集団は、キリスト教徒やイスラム教徒を含めて、「宗教」セクションにおいて記述する。

「ロヒンギャ（Rohingya）」と自己識別する人々

3.7　DFAT は、ミャンマーにおいては「ロヒンギャ（Rohingya）」という語の語源や歴史をめぐり論が分かれていることを認めている。本セクションでは「ロヒンギャ」と自己識別する人々の状況について記述する。「ロヒンギャ」という名は、一部のラカイン（Rakhine）族の人々が主張している呼称である。ミャンマー国内には、ロヒンギャはバングラデシュからの不法移民であり「ベンガル人」として認知すべきであるという意見も存する。

3.8　ロヒンギャの大多数はスンニ派イスラム教徒で、ほぼ全員がラカイン州（旧称：アラカン（Arakan）州）内に居住している。バングラデシュにも若干のロヒンギャが居住する（DFAT 国別報告ーバングラデシュ（2016 年 7 月 5 日発行）を参照）。ロヒンギャはミャンマー国民とは認められておらず、2014 年国勢調査では対象外であったため、ロヒンギャ人口に関する公式推計はない。しかしながら、同国勢調査ではマッピングデータを用いてラカイン州内の調査対象外人口を推定している。このマッピングプロセスから、「政府が認めていない名称を使用して自己識別することは許容されないために、カウントされなかった」人数は約 110 万人と示唆されている。この推定は、ラカイン州内のロヒンギャ人口に関する最も信頼性の高い推計（総人口は約 320 万人との推定）と大枠では一致している。

3.9　ラカイン州はミャンマーで第 2 位の最貧州であり、全般的貧困率は 78%に達する。ロヒンギャと自己識別する人々の過半数は、ラカイン州の北部地方、マウンドー（Maungdaw）とブティダウン（Buthidaung）の両郡区の周囲に広がる一帯に居住している。ミャンマー国内でイスラム教徒が過半数を占める郡区は僅か 3 つのみ、そのうち 2 つがマウンドーとブティダウンである（残る 1 つは、ヤンゴン（Yangon）のミンガラタウンニュン（Mingalar Taung Nyunt））。信頼できる情報筋が DFTA に語ったところによると、ロヒンギャと自己識別する人々は、マウンドーとブティダウンの 2 郡区の人口の約 85～95%を占めている。シットウェ（Sittwe）、ポートー（Pauktaw）、およびミエボン（Myebon）を含めて、ラカイン州内の他の多数の郡区には、より小規模なロヒンギャ・コミュニティが存在する。ラカイン族（別名：アラカン族）は大半が仏教徒で、北部地方を除くラカイン州全域で人口の過半数を占めている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3.10　DFTA は、ラカイン州では、ロヒンギャに対し民族に基づく公式な社会差別が広く蔓延しているとみている。ロヒンギャは市民権を持たず、移動の自由が大きく制限され、組織的な強要や嫌がらせを受けている。これらの問題は、ロヒンギャ・コミュニティは生計手段や基本的サービス（教育や保健医療）へのアクセスが制限されていることと組み合わさっている。ロヒンギャに対する移動制限によってイスラム教徒と仏教徒の間の社会的暴力の機会は減少しているものの、DFTA の見るところ、宗教的および民族的な強い緊張が残っており、さらなる暴力発生のリスクは高い。昨今、ラカイン州内に国際ジハード主義グループとつながるとみられる武装イスラム教徒集団が出現したことにより、緊張とリスクは一段と高まっている。ラカイン州内の暴力は、ミャンマー国内の他地域においてイスラム教徒と仏教徒の間の宗教的緊張を刺激する可能性がある。

市民権

3.11　1982 年国籍法が 1980 年代後半に実効性を有するようになるまで、ロヒンギャは、国民登録カード（NRC）と呼ばれる正式身分証明証を保有することが通常であった。NRC は正式な身分証明証であり、明示的には市民権の「決定的証拠」とはみなされていないが、全ミャンマー国民に発行されていた。国民以外の者に対しては外国人登録証明書が発行されていた。1989 年、政府は 1982 年法執行の一環として「市民権精査（citizenship scrutiny）」を実施した。このプロセスにおいて、NRC に代わって市民権精査カード（CSC）が発行された。CSC は、完全、準、帰化の 3 カテゴリーが設けられている。しかしながら、従来 NRC の交付を受けていたロヒンギャに対しては、市民権精査活動後はカテゴリーを問わず、CSC が発行された例は殆どない。

3.12　1995 年、政府はロヒンギャと自己識別する人々に対し、仮登録カード（Temporary Registration Card）（通称「ホワイトカード」）の発行を開始した。UNHCR によれば、2014 年、ラカイン州内のロヒンギャの 90％がホワイトカード保有者となっている。2015 年、当時のテイン・セイン（Thein Sein）大統領はホワイトカードは無効であると宣言し、この結果、ロヒンギャは唯一の正式身分証明証を喪失することになった。「ホワイトカード」と引き換えに受領証が渡された。これは、後日の身分証再発行計画の一部である。この結果として、有効な証明証がなくなった従来のホワイトカード保持者は、2015 年選挙における投票権、立候補権限、政党結成権利を全て失った。

3.13　2015 年 6 月から、政府は新しい「国籍証明用 ID カード（ICNV：Identity card for national verification）、別名「ターコイズカード（turquoise card）」の発行を開始した。DFAT のみるところでは、2015 年にターコイズカードの交付を受けた者は 1,000 人程度にすぎない。ICNV によって付与される権利は不分明である。DFAT は、2015 年の ICNV カード発行

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

プロセスでは、少数のロヒンギャが ICNV カードの発行を受けたとみている（カードを交付されるためには「ベンガル人」としての ID を必要とした）。しかし、彼らのサービス受給権や移動の自由については、何ら変化は認められていない。2015 年に発行された ICNV は有効期間が僅か 2 年であり、期限満了時の対応について何ら情報はない。

3.14　2016 年 6 月、NLD 政府は、1982 年法の下での国民を決定するプロセスを再開した。このプロセスはミャンマー全土が対象となったが、最も大きな影響を受けたのがロヒンギャであった。DFAT が理解しているところでは、新プロセスの下で ICNV を申請した人々は、申請書に民族や宗教を明記する必要がない。この点は、ロヒンギャの申請者は「ベンガル人」としての ID が義務付けられていた 2015 年プロセスとの大きな相違点であった。この変更は、アウン・サン・スー・チーの公式声明に沿ったものである。この公式声明では微妙な呼称表現が用られており、市民権ディベートのいずれの側に立っているかの言明が回避されていた（すなわち、「ロヒンギャ」という呼称は使用されなかったが、「ベンガル人」も使用されなかった）。DFAT は、このプロセスの下で発行された ICNV は無期限であると理解している。

3.15　プロセスに大きな変更があったものの、本報告書発行時点では、ICNV 申請率は低いレベルに留まっている。DFAT は、改訂プロセス開始直後の 1 ヶ月（2016 年 6 月）のラカイン州全体での申請数は約 1,300 件としている。一部のコミュニティ主導者は、コミュニティに対し、ICNV により付与される権利には不確実な点があることを理由に申請を控えるよう強く求めた。また、呼称表現や決定の遅さ（2015 年に提出された申請の約 3 分の 1 は、2016 年半ばになっても処理が未完了）も理由に挙げられた。結果として、ロヒンギャの大多数は身分証を持たず（またはホワイトカードと引き換えの受領証を保持）、実質的に無国籍となっている。実際面では、特にロヒンギャ・コミュニティでは出生登録が不可能となり、このことが持つ意味は重大である。

移動の自由

3.16　2012 年にラカイン州内で蔓延したコミュニティ間暴力を受けて、地方政府と内務省は、一部コミュニティ住民をキャンプに収容し、厳しい移動制限を課した。この措置はロヒンギャに対し、不釣り合いに強い影響を及ぼした。本報告書発行時点においても制限は解除されていない。ロヒンギャが人口の大多数を占めるラカイン州北部地方では、国境警備隊が検問所を設置し、移動を制限した。郡区内部の村落道路に検問所が設けられたケースもある。シトウェ（Sittwe）やミエボン（Myebon）など、ロヒンギャがマイノリティである他の州内地域では、ロヒンギャは国内避難民（IDP）キャンプに収容される傾向がある。あるいは、ラカイン州都シトウェのアウンミンガラー（Aung Mingalar）など「イスラム教

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

徒包領（エンクレーブ）」に隔離されるケースもある。2016 年 10 月 9 日の国境警備隊襲撃への治安維持部隊の応答として、ラカイン州北部地方にはセキュリティゾーンが設定され、出入りが極度に制限された。ラカイン州北部の他の地域でも移動制限が強化されたと伝えられている。移動制限を課されたロヒンギャは、生計手段を断たれ基本的サービスを受けられない。ロヒンギャは、短距離の移動についてさえも旅行許可証の取得が義務付けられている。信頼できる情報筋によると、旅行許可書類の取得とこれらの書類による検問所通過には、各段階で「非公式料金」の支払いが必要となっている。非公式料金の額は、個人の支払い能力によって千差万別であるといわれる。

3.17　移動制限により保健医療サービスを受けられないことはロヒンギャに大きな打撃となっている。ラカイン州北部のロヒンギャだけでなく国内避難民キャンプに収容されているロヒンギャも状況は同じである。保健医療に関する制約は、一つにはラカイン州内の保健医療サービスが全般に劣悪なこと、交通インフラが未発達なことが理由であるが、ロヒンギャに対する移動制限とサービス提供における差別は、状況をいっそう悪化させた。たとえば、ミエボン近くの IDP キャンプに収容されたロヒンギャは、車ですぐ近くのミエボン市内中心部の病院で受診することはできず、船で 5〜7 時間もかかるシトウェの病院まで行かなければならない。

3.18　IDP キャンプで提供される保健医療はごく基本的なレベルに留まっている。たとえば、DFAT が視察したキャンプでは、週に 4 日、1 日 3 時間、移動診療サービスが提供されるが、医療設備は限られたものである。シトウェの病院は、一般住民に対して提供する総合医療サービスを、ロヒンギャに対しては提供しない。ロヒンギャが病院診療を受けられるのは、もっぱら救急ケースに限定されている。救急医療は病院内の特別病棟で提供されるが、ベッド数は限られており、設備も院内水準を下回る。IDP キャンプに収容された人々は、病院診療を受けることに消極的な事が少なくない（警察の同行が必要で交通費がかさむことも一つの理由である）。したがって、往々にして治療は手遅れとなり死亡率を押し上げることになっている。結果的に、病院治療に対する消極的姿勢はさらに高まっている。経済的余裕のあるロヒンギャはバングラデシュで（比率は下がるが、ヤンゴンでも）医療サービスを受けることが少なくない。

3.19　ロヒンギャは、ラカイン州内およびミャンマー国内全般の移動に厳しい制限を課されている。複数の信頼できる情報筋によると、ラカイン州北部地方のロヒンギャはバングラデシュとの往還は比較的に容易に可能である。もっとも、両政府とも、ロヒンギャを国民とは認めていない。2016 年 10 月の国境警備隊襲撃を受けて治安活動が実施される以前は、ラカイン州北部地方の人々は貿易目的で、または医療サービスを受けるために、バングラデシュ国境を超えることが可能であった。ミャンマー入管および税関が発行した公式

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

文書（「ブルーブック」）からは、ミャンマー／バングラデシュ間における人々（ロヒンギャを含む）の正規移動が許可されていたことが明らかである。カードには、保持者の氏名および住所、旅行記録が記されている。カードは、所定期間について複数回の記入が可能である。治安活動の発動以来、ミャンマーからバングラデシュへの一方向・不規則的な人の移動は激減した。両国間の規則的移動も制限されている。

3.20　移動の自由と受けられる保健医療サービスの質が制限された結果、ロヒンギャの人々の健康は劣悪になっている。IDP キャンプを含めて、安全な飲料水や廃水処理施設は不足している。ロヒンギャの人々の健康状態に関する公式データは存しないが、ラカイン州で活発に活動展開している多方面の信頼できる情報筋によると、ロヒンギャの人々の栄養失調率は極めて高く、結果として発育障害率も上昇している。母性健康状態も同様に、ロヒンギャの女性は、他のラカイン女性に比して著しく劣悪であると伝えられる。

強要と嫌がらせ（ハラスメント）

3.21　移動制限は、特にラカイン州北部地方において当局が非公式な支払を徴収する機会を与えた。通常、国境警備隊（BGP）が配備されている検問所は、ロヒンギャを対象に旅行許可証の有無のチェックを始めた。ロヒンギャは、たとえ正当な旅行許可証を携行していたとしても（許可証の取得にも非公式支払が要求される）検問所を通過するためには賄賂の支払を求められる。ラカイン州北部地方だけでも検問所は 200 近いと推定される。信頼できる情報筋によると、ラカイン州の中部から北部の地方では、ロヒンギャに対する強要は組織的なレベルで展開されている。

3.22　伝えるところによると、武器やその他の禁制品の捜索を口実に国境警備隊員が夜間にロヒンギャ世帯を急襲している。こうした強制捜索は、ロヒンギャから賄賂を強要する別の機会を与えている。その他、BGP 隊員がバングラデシュ製モバイルフォンの SIM カードを、ロヒンギャの人々に仕掛けているという話も報告されている。ミャンマーの法律ではバングラデシュ製 SIM カードを保有することは違法ではないが、ラカイン州北部では所持を禁じる地方令がある。信頼できる情報筋は、バングラデシュ製 SIM カードを下着に隠し持っているとして糾弾された女性が裸にされて身体検査を受け、性的嫌がらせを受けたという報告があることを確認した。

3.23　IDP キャンプに収容されたロヒンギャも、類似の移動制限を課されており、買い物や収入を得るための移動が許されないことも少なくない。キャンプ内の人々は、キャンプ管理委員会（CMC : camp management committee）のメンバーの腐敗にも直面している。CMC は通常は、地方政府当局が先行したキャンプ収容者によって運営される。この結果、広く

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

キャンプ全体を代表していない代表者が選出され、CMC はラカイン州全域の様々な村の出身者で構成されることになる。CMC メンバーが食糧や設備など資源の割当の見返りに、金銭や性的サービスを要求するという、信頼できる腐敗の報告が伝えられている。

3.24　2016 年 10 月 9 日の国境警備隊襲撃およびその後のラカイン州北部地方における治安活動以来、確認はされていないものの一貫して、治安維持部隊によるロヒンギャの人々に対する組織的な人権侵害の申し立てが寄せられている――内容は、拷問、無差別殺人、住宅放火、大量強姦など。2016 年 12 月、警察が村人を殴打する様子を写したビデオがオンラインで公開された。この事件にかかわった警察官は特定され、政府は彼らに対し「必要な措置」を講じたと発表した。

ラカイン州のロヒンギャに影響を及ぼすその他の問題

3.25　ラカイン州――特に北部地方――に居住するロヒンギャは、その他にも、地方令（すなわち、その郡区内でのみ適用される政令）を通じて行使される公的措置において多種多様な差別を受けている。4 人以上の集会は禁止されており、このことで信仰の自由が制限され、就労の機会も侵害されかねない。信頼できる情報筋によると、結婚命令（marriage order）は過去に比べると減少しているが、依然として強要の手段として使われている可能性がある。結婚命令は、結婚を許可するに先立ち髭を落とすこと、妊娠していないことの証明、2 人以上の子どもを産まないという言質を要求することができる。「子ども 2 人まで」ルールに違反して生まれた子どもは出生登録できない――しばしば、役人が公式世帯リスト（household list）への登録を拒絶する。市民権を持たないロヒンギャにとって、世帯リストは取得可能な唯一の正式書類となっていることが少なくない。

3.26　当局によるロヒンギャに対する移動制限は、ラカイン州の仏教徒とイスラム教徒ロヒンギャの間のコミュニティ暴力の機会を減少させた。それにもかかわらず、緊張は残っており、さらなる暴力行為の勃発の可能性がある。2014 年 1 月、ラカイン州北部のマウンドーで発生した集団暴行では 48 人のロヒンギャが殺されたことが、確認されていないものの信頼できる筋から報告されている。同年の後半には、シトウェのコミュニティ間緊張の高まりから、ラカイン州仏教徒が国連事務局や国際 NGO を標的とし、財物損壊を引き起こし、ラカイン州における人道支援活動に影響を及ぼした。2016 年、米国大使館フェイスブックへの投稿に「ロヒンギャ」という語が使用されていたことが、ヤンゴンの米国大使館の外での大規模な抗議につながった。ここにも、ミャンマーにおけるロヒンギャ関連の問題の社会的感受性レベルの高さが如実に窺える。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ラカイン州以外のロヒンギャと自己識別する人々

3.27　ラカイン州以外に多数のロヒンギャが居住しており、特にヤンゴンに集中している。ラカイン州以外のミャンマー国内のロヒンガ人口は不分明である。その理由として、ロヒンギャの人々は全般に自らの民族を公にすることがないからである。ラカイン州以外のロヒンギャは、通常、ラカイン州のロヒンギャに比べると、所得も高く物資やサービスも入手しやすい。また、一般に、身分証明書類を取得可能なことで、日常生活や仕事において経験する差別も、身分証明証を持たないロヒンギャが日常的に直面しているレベルほどひどくはない。ヤンゴンのロヒンギャは「ビルマ・イスラム教徒（「Burmese Muslims」）」として登録されている。ビルマ・イスラム教徒は、国籍 ID カードと居住証明書を保有しており、このことでパスポート取得の法的権利を有する。ラカイン州外で目立たないように暮らしているロヒンギャが直面している差別は、他のイスラム教徒やミャンマーに居住する南アジア系の風貌の人々と類似のレベルである（『イスラム教徒』を参照）。彼らは、ラカイン州北部地方のロヒンギャとは異なり、地方令の適用は受けない。DFAT は、これらのラカイン州外のロヒンギャが日常生活レベルで受けている社会的差別は中等度であると捉えている。

宗教

3.28　ミャンマー憲法第 34 条は、全てのミャンマー国民に対し「良心の自由と、宗教を自由に公言し社会の秩序・道徳・健康に従って実践する権利」を付与している。憲法第 36 条は、国民の過半数が公言している信仰としての「仏教の特別な位置付けを認め」ている。これは、もっぱら上座部仏教（Theravada Buddhism）に対して適用される。米国国務省の 2015 年宗教の自由に関する報告書によると、ミャンマーは、1990 年サンガ組織に関する法律（1990 Law Concerning Sangha Organisations）の下で認知された 9 修道会以外の仏僧組織を禁じている。憲法 362 条はさらに、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教およびアニミズムを「本憲法の発布時点で連邦に存在する宗教」として認知している。憲法にはその他にも宗教を理由とする国民の差別を禁じる条項があり、公務員の雇用における差別を禁じている第 352 条もその一つである。これらの差別禁止条項は、ロヒンギャ（Rohingya）のように、完全市民権を持たない民族集団に対しては適用されない。

3.29　2015 年、議会は「人種および宗教保護法（Preservation of Race and Religion Laws）」として知られる 4 つの法律を議決した。その一つ*改宗法（Religious Conversion Law）*は、他の宗教への改宗を望む者は年齢 18 歳以上であること、および第三者から改宗を強制されていない旨の証明を当局に登録することを義務付けている。同法は加えて、改宗強要に関して有罪と判定された者に対する科料と投獄を含めた刑罰についても定めている。*異宗婚法*

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

*（Interfaith Marriage Law）*は、非仏教徒の男性と結婚する仏教徒の女性に対し、異宗婚通知の公表義務やコミュニティの異議が存しない場合にのみ可能であるとする要件を含めて、いくつかの要件を課している。さらに、女性は仏教徒としての信仰を続けることが許されなければならないと規定し、離婚手続きについては非仏教徒男性よりも仏教徒女性を圧倒的に優遇する特別条件を設定している。この法律は遡及的であり、法の発効以前の異宗婚事例に対しても適用される。ただし、既存の結婚を無効化することはない。*一夫一婦制法（Monogamy Law）*は、複数の配偶者を持つこと、または既婚者が配偶者以外のパートナーと生計を共にすることは違法であるとしている。しかし、関係性の性質については明文化されていない。一部のイスラム教徒コミュニティは一夫多妻制をとっている。*人口抑制法（Population Control Law）*は、政府当局が人口密度、人口増加率、母子死亡率、人口または利用可能資源への負荷不均衡に係る問題が存すると判定した地域内では、出産間隔は少なくとも 36 ヶ月開けなければならないと義務付けている。

3.30　ミャンマー国内の国家主義仏教徒（Nationalist Buddhist）集団、特に国籍および宗教の保護に関する委員会（Committee for the Protection of Nationality and Religion）――急進的仏僧が主導する組織、一般に「マバタ（Ma Ba Tha）」と略称される――は、人種および宗教保護法（Preservation of Race and Religion Laws）を支持している。多くの人権団体は、これらの法律はイスラム教徒を標的とした法律であるとみている。たとえば、女性に 3 年以上の出産間隔を義務付けている人口抑制法は、イスラム教徒――他の民族よりも出生率が高いと伝えられている――が国を乗っ取ろうとしているというマバタ（Ma Ba Tha）などによる主張への応答であるとみなされている。女性団体も、この法律は女性差別であるとの見解を取っている。

3.31　現実問題として、法律は付則を通じて執行されるが、使用されているのは一夫一婦制法のみである。その他の付則は現段階では発効していない。マバタの主導的立場にある僧ウィラトゥ（Wirathu）は、一夫一婦制法は「結婚の神聖を保護し、イスラム国家建国を目指して複数女性と結婚する聖戦戦士（ジハド）イスラム教徒の危険から守る」ことを狙いとしているという。報道筋は、一夫一婦制法に基づいて告訴された男性の圧倒的多数は、不倫を犯したとされる仏教徒男性であると示唆ししてる。

3.32　現在、ミャンマーにおいては非仏教徒の国民の政府雇用に関する法的障壁は存しない。ロヒンギャなど完全市民権を持たない者は、被選挙権を認められていない。2015 年選挙では、NLD と USDP は共にイスラム教徒候補者を擁立しなかったが、その背景には国家主義仏教徒組織の圧力があったと伝えられている。たとえば、NLD は、イスラム教信仰を理由として、マンダレー（Mandalay）の NLD 副党首ウィン・ミャ・ミャ（Win Mya Mya）の立候補を阻止した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）によると、2015

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

年選挙の立候補者 6,074 名の内訳は、仏教徒 5,130、キリスト教徒 903、イスラム教徒は僅か 28 となっている。イスラム教徒の候補者は全員、落選した。イスラム教徒とキリスト教徒は政府、軍、または警察内で上級職レベルに昇進することはまれであるが、専門職分野においては差別は若干緩やかである。医療、金融、法律といった分野では上級職レベルのイスラム教徒やキリスト教徒が見出される。

3.33　大都市以外では、強い反イスラム教徒感情が広がっている。マバタや 969 運動（969Movement）など国家主義仏教徒集団は、イスラム教徒に対する差別の強硬かつ影響力のある擁護者であり、イスラム教徒が運営するビジネスのボイコットの後ろ盾となっている。反イスラム教徒感情は、単にロヒンギャに対してだけではなく、カマン（Kaman）族など、他のイスラム教民族集団にも向けられている（カマン族は、憲法上でミャンマーの国家人種として認められている民族の一つ――『<u>イスラム教徒</u>』のセクションを参照）。国家主義仏教徒グループの一部は、反キリスト教徒見解を支持することもある。政府は、強硬派国家主義者の要求に抗し、マバタは不要かつ冗長であると公言してきた。NLD は一貫して、彼らの要求を撥ねつける姿勢を貫いており、憲法は政治と宗教を分離している点を強調している。

キリスト教徒

3.34　ミャンマーでは、チン（Chin）、カチン（Kachin）、カイン（Kayin 別名カレン（Karen））の 3 民族ではキリスト教徒比率が高い。これらの 3 民族は各々、多数の民族的下位集団から構成されている。その各々が、各集団の人口の相当部分が居住するホームステート（home state）を持っているが、ホームステート以外のミャンマー国内各地――特に各自のホームステートと境界を接する州・管区や大都市――にも多数が居住している。全般に、ミャンマーではキリスト教徒は忍容されている。クリスマスや復活祭を含めて主要なキリスト教の祝祭日は国の祝日となっており、大半の地方が国に追従している。

3.35　ミャンマーのキリスト教徒が直面する公式および社会的差別は低レベルに留まっている。たとえば、政府、軍、警察組織内でキリスト教徒上級職レベルに昇進することはまれである。ミャンマー国内の人権団体によると、キリスト教徒は教会新設用地の取得などが難しい（既存所有地への教会建物新設は全般的に可能）。また新設ないし改修された教会への単発的な襲撃が報告されている。信頼できる情報筋によると、強硬派仏教徒グループが教会敷地内に仏塔を建立することもある。

イスラム教徒

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3.36　イスラム教徒はミャンマー全体に広がっている。ラカイン（Rakhine）州のイスラム教徒ロヒンギャ（Rohingya）（ロヒンギャについては、『ロヒンギャと自己識別する人々』セクションを参照）のほか、ラカイン州はもとより全国各地に非ロヒンギャ・イスラム教徒が、遥かに少数ではあるが存在する。反イスラム教徒感情は、特に大都市以外のミャンマー国内に蔓延し定着している。

ラカイン州の非ロヒンギャ・イスラム教徒

3.37　カマン族イスラム教徒コミュニティを含めて、ラカイン州には、非ロヒンギャ・イスラム教徒が居住している。政府は、非ロヒンギャ・イスラム教徒の多くを国民として公式に認めており、これらのイスラム教徒は理論的には、ロヒンギャには許されていない基本的サービスを享受可能である。

3.38　ラカイン州内の非ロヒンギャ・イスラム教徒は、明確なアイデンティティが認められているにも関わらず、ロヒンギャとの関わりがあるとみなされるために、または広義の反イスラム教徒差別の結果として、公式な社会的差別を受けている。差別は、公共サービス、雇用機会、公式身分証明書類の取得などが中心である。

3.39　DFAT の見るところでは、ラカイン州内の非ロヒンギャ・イスラム教徒の直面する公式差別は中程度であり、宗教およびロヒンギャとの関わりの疑いから社会的暴力を受けるリスクも中程度である。

ラカイン州外のイスラム教徒

3.40　多くの州では、イスラム教徒はマイノリティ集団を形成している。ラカイン州外のイスラム教徒の一部は、憲法で認められている民族集団に属している。彼らは、市民権に関して強い制限は課されておらず、したがって差別に対しても法律による保護を享受している。しかしながら、多数のインド系イスラム教徒を含めて、ラカイン州外に居住するミャンマー国民と認められていないイスラム教徒も多い。

3.41　ラカイン州外のイスラム教徒は、概ね、他の民族集団と類似レベルの政府サービスを享受している。当局によるイスラム教徒差別について信頼できる報告があるが、DFAT の見るところでは、こうした差別は、殆どがビルマ族公務員による非公式な社会的差別であり、政府の公式方針には合致しない。

3.42　2016 年 3 月、エーヤワディ（Ayeyarwady）管区の少数の村民が、村内でのイスラム教徒の宿泊、ビジネス活動、住宅賃貸、または結婚を禁ずる旨の標識を架設した。2016 年 6 月、モスクであると誤解された建物をめぐる論争に続き、仏教徒約 200 人が、ミャ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ンマー中部のバゴ管区内の村の別のモスクを破壊した。2016 年 7 月初め、仏教徒移民労働者の集団が、カチン州内のモスクを襲撃して焼き払った。これは、モスク管理者がモスク解体要求を拒絶したことへの応酬と伝えられている。エーヤワディ管区では、仏教徒集団が（ライセンス購入という手段を通じて）イスラム教徒所有の屠畜・畜肉加工場を閉鎖に追い込んだことが報告されている。

3.43　2013 年初め、ミャンマー中部の通商中心都市メイッティーラ（Meiktila）のイスラム教徒の女性店主と客の仏教徒女性の争いでは、客の仏教徒女性が殴り殺されたという噂が広まり、暴徒の暴力行為にエスカレートした。その後、おそらく無関係と思われるが、仏僧がイスラム教徒に殺害された事件がコミュニティ感情の火に油を注ぎ、事件の 2 日後、1,000 人以上の参加する暴動が発生した。イスラム教徒と仏教徒、合わせて 44 人が死亡したと伝えられる。

3.44　このような例にも関わらず、ミャンマー国内のイスラム教徒が居住する全ての町で、イスラム教徒と仏教徒の間の社会的暴力が発生しているわけではない。また、日常的に発生しているものでもない。信頼できる情報筋によると、イスラム教徒と仏教徒の双方のコミュニティは通商など生活面で相互依存しており、全般的には暴力なしに共存している。大都市のイスラム教徒コミュニティの暮らしは概ね平和裡にすぎている。

3.45　DFAT のみるところ、ラカイン州外イスラム教徒に対する社会的差別は穏やかであり、公式差別は低レベルである。また、ラカイン州外イスラム教徒の日常的な社会的暴力リスクは小さいとも DFAT はみている。

政治的意見（実際のまたは帰属された）

3.46　2011 年の文民政府擁立は、政治的発言や言論の自由をめぐるいくつかの制限の撤廃につながった。多数の政治囚や亡命活動家が活発な活動を再開した。2015 年選挙で当選した NLD 党の 115 名は、解放された政治囚であった。NLD 政府は政治囚全員を解放する方針をとり、2016 年 3 月の政権掌握以来、多数の政治犯が赦免されている。

3.47　NLD 政府は、全般に平和的な政治見解の相違を受容している。2011 年以来、報道規制の多くは緩和された。それにもかかわらず、政治活動を制限する法律は一部に残っており、NLD の政権掌握後も反対者の逮捕は続いている。たとえば、2016 年 5 月、労働権利を求める労働者グループが議会へのデモを試みた。警察は抗議デモに参加した 70 名以上を拘束し、*平和的集会および平和的行進法（Peaceful Assembly and Peaceful Procession*

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

Law）（平和的な集会または行進の実行には当局の許可が必要と定めている）および刑法第 143，145，147 条（非合法の集会と暴動を禁じている）に基づき 51 名を告発した。*平和的集会法（Peaceful Assembly Law）*は現在議会において改正審議が行われている。改正案が通過すれば、抗議者は従来のように許可を得る必要はなく、抗議行動について当局への通知が義務付けられるのみとなる。

3.48　2016 年 5 月の時点で、ミャンマー国内で有罪判決を受けた政治囚は 64 人ほどである。その中には、KIA やアラカン軍（Arakan Army）など武装民族集団につながる者も含まれている。このほかに 125 人が、政治活動関連で告発され審理中である。

3.49　異なる政治見解への社会的不忍容は低レベルながら続いている。たとえば、法律により言論の自由が拡大した結果としてヘイトスピーチが増加し、暴力、特にロヒンギャをはじめとするマイノリティグループに対する暴力を引き起こしている。

3.50　DFAT の見るところでは、ミャンマー国民が実際または帰属的（みなされた）政治見解を理由として直面する公式または社会的ハラスメント、差別、暴力、または投獄のリスクは、通常の状況では低レベルである。政府や軍に対する抗議行動に積極的に参加する者は、逮捕され拘束される軽度のリスクに曝される。NLD 政府は 2016 年 3 月に制憲掌握して以来間もないため、現段階では、こうした反政府・軍抗議行動における拘束者が、前政権よりも短期間で解放されるか否かは不分明である。

関心対象となる集団

メディア

3.51　ミャンマー憲法は、表現の自由と報道の自由を定めている。メディアの自由は、2011 年の文民政府誕生以来、大幅に拡大した。現在、出版に関する発行前制限は行われていない。政府は、営業開始時の許可取得を義務付けているのみで、それ以上の報道組織に対する検閲や発行前許可の義務付けは行っていない。2013 年に報道機関の免許制度がスタートして以来、非常に多数の報道関係組織が誕生している。消滅していった組織は、政府制限に抵触したというよりも、むしろ非常に競争の激しい市場において収益力にかけることに理由がある。複数の信頼できる報道筋によると、報道機関の営業環境は概ね良好であり、財務能力以外には、報道機関を運営する上での公式な障壁は殆ど存在しない。しかしながら、伝えるところによれば政府系および軍系列の新聞は原価割れで提供されており、競合する民間報道機関にとっては非常に厳しい状況となっている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3.52　国境なき記者団（RSF：Reporters Without Borders）によると、ミャンマーの報道部門の状況は近年改善されてきているものの、注意深く見守る必要がある。ミャンマーは、RSF の 2016 年世界報道の自由度ランキング（World Press Freedom Index）で 180 国中 143 位に位置付けられている。同様に、フリーダム・ハウス（Freedom House）の評価によれば、ミャンマーの報道部門の得点は 73 点（0＝自由度が最高～100＝自由度が最低の間で評価）であり、「自由ではない（Not Free）」となっている。DFAT は、このランキング評価には、2011 年以来のミャンマーの報道規制緩和が反映されていないとみている。ヤンゴンの報道関係者は DFAT に対し、一部に問題は残っている（後述参照）ものの、全般に、この間に状況は著しく改善され、現在のミャンマーの報道部門は東南アジア諸国中でもっとも自由であると語った。

3.53　本報告書の作成中に接触した報道関係者の話によると、ミャンマーのジャーナリストが直面している最大の制約は、軍に関する報道にあたっての情報アクセスと自己検閲である。公式情報へのアクセスはミャンマーでは厳しい管制下にある。政府は、省ごとに特定広報担当者を任命しているが、これらの担当者は十分な情報を持たないことが少なくなく、要求されても必要な情報全てを提供できないと伝えられる。

3.54　軍関係の報道についてはメディアの自己検閲があることが伝えられている。たとえば、内務省、国境問題省、防衛省など政府の中で軍の管理下にある組織に関する報道は自己規制されている。2015 年 3 月、ミャンマー・タイムス（Myanmar Times）は、武力による土地強奪に関する非難を引き合いにして軍を笑いものにしたと受け取られる風刺漫画を出版したことについて陳謝した。アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）によれば、2014 年 2 月、ユニティ・ジャーナル（Unity Journal）の CEO と記者 4 名が逮捕された。逮捕の理由は、中部ミャンマーのマグウェ（Magwe）管区の極秘とされる化学兵器工場に関する記事とされる。この記事は不正確なものと見受けられるが、政府は、ユニティ・ジャーナルを国家機密漏洩および制限区域への侵入と写真撮影のかどで告発し、逮捕者は全員、7 年の禁固刑を宣告された。彼らはその後、2016 年初めの恩赦で解放されたが、ユニティ・ジャーナルは現在活動していない。DFAT では、NLD 政府が 2016 年 3 月に政権の座について以来、政府や軍を批判したかどで拘束または有罪判決を受けたジャーナリストや出版社の全事例を掌握しているわけではない。

3.55　過去には、通信インフラが未発達でインターネットの普及率も低く回線速度も遅いことが、ソーシャルメディアの取り込みを阻んできたが、ミャンマーでは、今日、国民の間でソーシャルメディア特にフェイスブックが急速に普及している。モバイル技術へのアクセスの急成長やソーシャルメディアの取り込み拡大の一方で、一般国民のディジタル・リテラシーは低レベルに留まっている。知識と理解の不足が、しばしば誤用を

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

招いている。たとえば、マバタ（Ma Ba Tha）は、フェイスブック上のヘイトスピーチの急増を反イスラム教徒感情を掻き立てるために利用している。

3.56　ソーシャルメディアの使用を管理する法律は、他の形態のメディア管理法よりも厳格であるとみられる。フリーダム・ハウス（Freedom House）によると、2013 年通信法（2013 Telecommunications Law）（政府は、国家安全保障や法治の脅威となる情報を封じることができると定めている）および 2004 年電子的取引法（2004 Electronic Transactions Law）（文化・経済分野の情報を含めて、国家安全保障を損なう可能性のある情報の電子的伝送を禁止している）に基づく逮捕者や有罪判決を受けた者は多数に上っている。

3.57　DFAT では、全体として、ミャンマーにおいて軍を批判する報道を行なうジャーナリストは、司法当局により訴追され、国際水準からすると厳しいとみなされる判決を宣される穏当な（moderate）リスクに直面しているとみている。また、全般にジャーナリストが報道の結果として直面する身体的暴力リスクは低いと、DFAT ではみなしている。

女性

3.58　憲法第 348 条は、国はいかなるミャンマー国民も性別を理由に差別してはならないとしている。実際に、女性は政府、企業、市民団体を含めて家庭外での活動に参加している。その最たる例がアウン・サン・スー・チーである。しかしながら、官民を問わず上級職における女性比率は低い。文化＆社会的規範から、ビジネスは男性の領域であり、母性の立場にある女性は表の経済部門では前面に立つべきではないとされている。賃金差もあり、男性は女性よりも約 30％高賃金を得ている。また、女性が融資を受けたり土地利用権を行使する上では障壁がある。ミャンマー商工会議所連盟（Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry）の幹部における女性比率はわずか 9％程度である。2015 年のミャンマー議会選挙での女性当選者数は前代未聞となった。総議席 491 のうち女性が 64 議席、比率にして 13％を占めたのである。

3.59　女性に対する強姦と暴力を禁じているミャンマーの法律は旧弊である。たとえば、刑法 1861 は、「女性の慎み深さを侮辱する」ことを意図した女性への暴行を禁ずると規定している。配偶者間の暴行や家庭内暴力を違法とする特定的法律条項は存在しない。現行法の下では、女性は、強姦事件を訴追するためには医学的証拠記録を提出する必要がある。しかしながら、地方部では医師が少なく、医師の診察を受ける前に警察に出頭することが要件となっていることから、強姦事件の訴追は実現しにくいのが実情である。法整備の遅れは、妊娠や HIV の防止を含めて女性に対する速やかな医学的措置の提供を阻んでいる。強姦によって妊娠したケースを含めて、人工中絶は全て違法である。ミャ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ンマーでは、強姦は違法であるが、「妻」が 14 歳以下の場合を除き、配偶者間強姦は犯罪ではない。

3.60　議会は、2012 年以来、ジェンダーに基づく暴力に関する新しい法律の制定に取り組んでいる。しかしながら、行政や司法機関の内部に新法に対する抵抗があると伝えられている。新法の草案では、女性は強姦による妊娠の場合には人工中絶が許される、ただし衛生委員会（現在は、全委員が男性）の合意を必要とする、と規定されていると伝えられる。DFAT は、新法草案では、配偶者間強姦も違法とされていると理解している。

3.61　女性に対する強姦と暴力の横行に関する信頼できるデータは存しないものの、DFAT では、こうした事例は、特に紛争地域や災害に見舞われた地域のコミュニティでは高い頻度で発生していると理解している。報道機関はしばしば、女性に対する身体的および性的暴行を記事にするが、記事の大半は犠牲者が 6 歳以下のケースである。加害者は、犠牲者の家族または村コミュニティの一員であることが少なくない。米国国務省の 2015 年人権実情報告書（Report on Human Rights Practices for 2015）によれば、カチン（Kachin）、シャン（Shan）、ラカイン（Rakhine）州では軍や治安部隊の強姦関与もある。

3.62　ミャンマーの信頼できる情報筋によると、強姦や暴力について女性が正式な司法制度を通じて正義を追求することはまれであり、慣習法に則った解決に委ねるケースが一般的である。これらの慣習法によるプロセスでは、コミュニティの調和が女性個人の幸福よりも重要であるとして優先されることが少なくない。慣習法に基づくプロセスでは、通常、犠牲者は他の女性との間で事件について協議し、重大性が大であると判断された場合には、親族の男性との協議に進む。男性親族が、事件は忍容不能であることに合意した場合、事件はコミュニティ主導者に対して提起される。解決は、往々にして処罰ではなく謝罪の形をとる。たとえば、豚や牛を屠り、村全体に振る舞うという形で謝罪が行われる。

3.63　カチン州では、この種の紛争は通常、村ベースの委員会によって処理され、通常は、和解または補償によって解決される。強姦ケースでは、犠牲者とその家族は通常、儀式を執り行い、全村に振る舞いをすることで、村を「浄化」することを求められる。

3.64　ラカイン州のロヒンギャの女性は、様々なレベルの差別に直面している。ロヒンギャ全員が受ける公式な社会的差別（『ロヒンギャと自己識別する人々』セクションを参照）に加えて、ロヒンギャ社会は全般的に保守的であり、女性は移動や活動に関してしばしば家族またはコミュニティベースの制限を課されている。13 歳以上のロヒンギャ女性は、未婚の間は家を離れることを禁じられていることが少なくない。ラカイン州北部

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

地方では、女性は通常、公共の場では顔全体を覆う衣服と手袋を着用する。女性に対する暴力、特にパートナー間の暴力が高度に蔓延していると伝えられる。米国国務省によると、治安維持部隊メンバーを含めてイスラム教徒の女性の強姦について信頼できる報告が絶えない。また、当局の捜査は行われないことも少なくないという報告もある。

3.65　都市部と地方部を問わず、保健医療サービスのなかで、性と生殖に関する健康分野は専門的技術知識が不足している。避妊法は普及していない。人工中絶は違法であるが、実態は広く行われており、ミャンマーの母性死亡率の高さの一因となっている。

3.66　女子就学率は比較的高いが、在籍率は全国的に低い。信頼できる情報筋によると、中等教育まで進む女子は少数に留まっている。しかしながら、一部の大学では女子学生数は男子学生数を上回っている。教科書類は、伝統的なジェンダー役割を強調した記述となっていると伝えられる。

3.67　全体として、DFAT では、ミャンマーの女性が直面している家庭内暴力リスクは穏当（moderate）であり、社会的差別のレベルも全般に穏当であるとみている。また、さらに，ラカイン州北部のイスラム教徒コミュニティやラカイン州内の IDP キャンプでは、女性に対するジェンダーを理由とした社会的差別は高レベルにあると、DFAT は見ている。

性的指向およびジェンダーアイデンティティ

3.68　1861 年刑法（Penal Code 1861）第 377 条は、「あらゆる男性、女性または動物との自然界の理法に反した性交渉」を禁じ、科料または最長 10 年の禁固刑に処すと定めている。この条項は、特に、男性同性間のセックスを違法とするものとして解釈されている。2 人の女性の間のセックスは当該第 377 条の対象外であるとみなされる。信頼できる市民団体関係者が語ったところによると、当該条項が同性間性交渉を持った男性の訴追に使用されることは稀であるが、当局が金銭強要のために使用している可能性がある。

3.69　レズビアン、ゲイ、両性愛者、性転換者、および間性者（LGBTI）に属する者の訴追のために当局が第 377 条を適用した顕著な 2 事例が存在する。1 例は、2011 年に公衆便所を使用した性転換者が 5 年の禁固刑で投獄された（3 年後に解放）ケース、もう 1 例は 2014 年に同棲 10 年を祝して民事婚セレモニーを執行したゲイカップルの訴追に用いられた（告発は不成功に終わった）ケースである。当局は、児童性的犯罪や同性間強姦の加害者の訴追にも第 377 条を使用している。（1861 年ミャンマー刑法の条項は、男性加害者による女性犠牲者の強姦についてのみ定めている）。このように、法律は同性愛と小児性愛を同一に取り扱っている。警察が LGBTI の人々を標的としたハラスメントや屈辱的処

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

遇を行っているとの信頼できる報告がある。

3.70　ミャンマーでは近年、LGBTI の人々がますます可視化しているが、社会的差別は根強く残っている。文化的に、多くのミャンマー人は同性愛は罪とみており、精神的疾患と結び付けて捉えている。信頼できる情報筋によると、自己の性的指向を公表した女性が家族により精神科病院に送り込まれ、自己の意思に反して投薬治療を施されたケースがある。伝統的なジェンダー役割や異性愛規範に従わない未成年者に対して、行動を「矯正」するために親が体罰を加えることも、信頼できる筋から報告されている。LGBTI の子どもが学校で教師から差別を受けることについても、親は教師支持の立場をとる可能性がある。

3.71　メディアによる LGBTI 問題の取り扱いは否定的なことが少なくないが、特に都市中心部では LGBTI 問題は可視化が進んでいる。たとえば、2016 年 1 月の第 2 回&PROUD Yangon LGBTI 映画祭（第 1 回は 2014 年に開催）では、4 日間の会期中に約 3,500 人を集客した。LGBTI の人々は、大都市では共存可能であり、ヤンゴン（Yangon）やマンダレー（Mandalay）では LGBTI 人口はかなり多数に上る。大都市の一部のレストランやその他の場所では、LGBTI 歓迎の姿勢を公にしている。しかしながら、こうした場所は、宗教団体を含めて一部の保守的コミュニティの人々からの抵抗を受ける可能性がある。

3.72　ヤンゴンの信頼できる情報筋によると、LGBTI の人々は、職場において、あるいはサービス受給にあたって差別に直面している。たとえば、保健医療機関は LGBTI 者を差別していると伝えられ、HIV 感染者にとっては特に大きな問題である。ミャンマー保健省の 2015 年 6 月の報告によると、ミャンマーの男性同性愛者（MSM）の約 6.6%は HIV に罹患している（全人口の罹患率は 0.54%）。

3.73　ミャンマーには活発な LGBTI 市民団体が存在する。ミャンマーLGBTI 権利ネットワーク（Myanmar LGBTI Rights Network）は、LGBTI 権利を擁護する約 20 の市民団体から構成されている。これらの市民団体は、政府から活動許可をうけているが、脅迫や威嚇に曝される可能性がある。ある団体が語ったところでは、人種および宗教保護法案（Preservation of Race and Religion Bills）反対の立場をとることに関連して、100 近くの殺害の脅迫を受け取った（『宗教』セクションを参照）。議会議員やその他の公人には LGBTI であることを公表している者は皆無である。

3.74　性別適合手術はミャンマーでは禁じられている。ミャンマー刑法の 2 つの条項――「重傷害」（第 320 条）および「切断による重傷害」（第 326 条）――は、男性から女性への性別適合手術を禁止する条項として解釈されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3.75　男性同士のセックスは違法であり、LGBTI 者に対するサービス提供に関する公式差別が存在するものの、DFAT のみるところでは、実際にはミャンマーの LGBTI の人々が日常生活において直面する公式差別は低レベルである。ミャンマーの LGBTI の人々が性的指向またはジェンダーアイデンティティに起因して直面する社会的差別は高レベルであると、DFAT は見ている。

4. 補完的保護の申立て

恣意的な生命の剥奪

4.1　ミャンマー軍（Tatmadaw）は、武装民族集団、市民軍、および彼らの支援基盤に対する軍の行動は全て軍事活動であり、彼らの所在地または背景状況に関わらず超法規的ではないとみなしている。民族集団との抗争において、または法執行活動中に、軍や警察によって殺害された人数について、信頼できる数字は入手できていない。

4.2　米国国務省によると、2015 年、ラカイン（Rakhine）州における超法規的殺害やその他の当局の職権乱用が報告されているが、当局関係者が捜査を受け有罪判決を受けたのは 1 例のみである。この例は、2015 年 12 月 7 日、25 歳のロヒンギャ（Rohingya）男性が、車で検問所を通過する際に停止しなかったとして銃殺されたというものである。米国内務省は、男性は賄賂を拒んだために頭部を撃たれたとする信頼できる報告を引用している。報道も、国境警備隊（BGP）隊員は殺害前に男性を拷問した可能性を指摘している。BGP 隊員は殺人罪で起訴されたと伝えられる。

4.3　ミャンマーの紛争地域における殺害や失踪についても信頼できる報告がある。アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）によると、2015 年 1 月、カチン（Kachin）族の女性 2 名が、強姦されて殴り殺された。当時、村には軍部隊が駐留していたと伝えられる。軍の捜査では軍関係者の関与はないと結論された。政府職員は、強姦は行われなかったと説明した。それ以外、捜査では容疑者は特定されなかった。複数のミャンマー人権状況に関する国連特別報告者が連名でミャンマー政府に書状を提出した。この書状によると、独自調査が行われなかったことが「特に紛争地域や少数民族地域において、強姦やその他の性暴力犯罪は処罰されないという持続的雰囲気に」寄与している。

4.4　DFAT は、軍部による武装民族集団のリーダー暗殺に関する過去の申し立ては信ぴ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ょう性があると見る。しかしながら、近年、特に NCA 署名以後、および広く和平協定交渉が続けられている現状況においては、DFAT の了知するところでは暗殺に関する信頼できる報告は存しない。

死刑

4.5　理論上は、殺人、麻薬密売、薬物所持および反逆を含めた広範囲の犯罪について司法は死刑を科すことができる。妊娠中の女性と精神疾患と判定された者は、死刑宣告を免れる。

4.6　実際には、1980 年代以降、政府が刑法に基づいて処刑を執行した証拠は存在しない。2014 年 1 月 2 日、当時の大統領は、全ての死刑宣告について終身刑への減刑を命令した。アムネスティ・インターナショナルによると、この命令以後、少なくとも 17 人が死刑宣告を受けている。ただし、刑が執行された例はない。民族武装集団のワ州連合軍（United Wa State Army）は、2016 年初めに 2 人を処刑したと報告されている。

拷問およびその他の残虐、非人道的もしくは侮辱的処遇または刑罰

4.7　1861 年ミャンマー刑法（Myanmar Penal Code 1861）は拷問を禁じている。しかしながら、米国務省および一部の国際市民団体によると、軍や警察の職員が自供や他の情報を引き出すために拷問手段を用いていると伝えられる。信頼できる情報筋によると、カチン（Kachin）およびシャン（Shan）州の武装民族集団とのつながりが疑われる人々に対する軍の拷問は依然として続いている。当局により最も多用される拷問方法は、殴打、食事・水・睡眠の剥奪である。全般に、当局による拷問やその他の虐待は、紛争地域において最も頻発する傾向がある。再発は体系的とは認められず、一部ケースでは軍は民事裁判所に事件を提訴している。ラカイン州のロヒンギャの人々に対する、特に近年のラカイン州北部における治安維持活動に際して、当局の拷問や虐待に関する信頼できる報告がある。

4.8　当局に対して行動の釈明が求められることは殆どない。アムネスティ・インターナショナルによると、拷問やその他の虐待が関与する事件について当局の捜査が行われることは稀である。米国務省も、軍や警察による拷問の訴えに対し当局が捜査することは稀で、加害容疑者が刑罰に処されることも殆どないと指摘している。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

4.9　ミャンマーは、強制労働撤廃に大きく踏み出しており、苦情申し立て受付窓口を設置し、国際労働機関（ILO）と合同で活動計画を策定している。しかしながら、特に紛争地域において、軍や民族武装組織が、子どもを含めた民間人に、運搬人、ガイド、メッセンジャー、および家庭内使用人としての労働を強制しているという信頼できる報告がある。

4.10　軍による少年兵採用はもはや忍容されておらず、発見された場合は、責任士官は懲戒処分に処される。軍規は、18 歳未満の未成年者の入隊を禁じている。2012 年、軍は国連との間で合同アクションプラン（Joint Action Plan）に署名し、武力紛争における児童の採用および使用の継続的侵害者に関する国連事務総長リストからの削除に向けて一歩を踏み出した。当該リストには、カチン独立軍（Kachin Independence Army）など 7 民族武装集団（非国軍）が列記されている。

恣意的な逮捕および拘束

4.11　米国務省の 2015 年人権実情報告書（Report on Human Rights Practices for 2015）によると、24 時間以上の勾留には裁判所の許可を得ることが法により義務付けられているにも関わらず、警察はしばしば、罪状なしに人々を恣意的に逮捕および無期限にわたり拘束しているという信頼できる報告がある。法の定めでは、当局は国の主権や安全および治安や安寧を脅かすと信じる場合、罪状も裁判もなしに任意の者を勾留することができる。恣意的な拘束は、政府や軍に対する抗議行動との関連において、または EAO とつながる（実際につながる場合と、つながるとみなされる場合）人々に対して、最も頻繁に行われている。

5. その他の考慮事項

国家の保護

5.1　ミャンマー憲法は、国民に対し「人種、出生、信仰、公的立場、地位、文化、性、および貧富」を理由とした差別からの自由を保証している。しかしながら、国民を差別から守るための具体的な保護については法律では殆ど規定されていない。国民が差別に対する補償を追求する方法も殆どない。

5.2　法規範の弱さは、ミャンマーにおいて効果的な国の保護を妨げる重要問題である。歴代の政府は、法治の改善、法・秩序制度改革を公約してきた。しかしながら、暴力の

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

犠牲者が保護と追求を追求するための方策は、ミャンマーでは信頼性に乏しい。

5.3　特に警察と治安当局は、不処罰の恩恵を享受し続けている。警察や軍の関係者の告発は、成功のチャンスが現実性のあるものとなるには、警察や軍の首脳部または要職にある著名人物のサポートが必要である。

5.4　国の保護を受けられるか否かは、状況に左右され、必ずしも宗教や民族に基づいて決定されるものではない。それにもかかわらず、ミャンマーでは、人口の過半数を占めるビルマ族仏教徒が公共サービスや治安サービスを独占しており、反イスラム教徒感情が国全体に蔓延していることから、イスラム教徒、および一部のキリスト教徒、特に民族武装集団とのつながり（実際のつながりのほか、つながるとみなされる場合を含む）を持つ場合は、国の保護を受けることが困難となっている。ロヒンギャの人々は、有効な国の保護メカニズムの恩恵に浴することは稀である。

軍

5.5　ミャンマー軍は、陸軍、海軍、空軍から構成され、三軍はタマド（Tatmadaw）と総称される。タマドの総帥は国軍司令官である。国軍司令官は、副大統領 1 名、防衛、内務、国境問題の各省大臣、および議会の軍人代表議員を含めて、要職任命権を有している。公式な数字は明らかにされていないが、信頼できる情報筋によると、タマドの規模は 400,000 人を僅かに下回るレベルである。

5.6　公式には徴兵制度はなく、軍は志願兵で構成されているとみなされている。しかしながら、信頼できる情報筋によると、一部の兵士たちは、刑事上の有罪判決を回避するため、または貧困から逃れるために入隊を余儀なくされたと伝えられる。ミャンマーは、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）を批准しており、近年、採用時点で 18 歳未満であることがタマド内部で判明した場合、除隊させる措置を講じている（2012 年から）。UNICEF によると、2012 年に子ども兵士の採用防止に関して国連との合同行動計画が署名された時点以来、軍務解放された子どもは 700 人を超えている。しかしながら数は大幅に減少しているものの、軍が子どもを採用しているケースがあること、ならびに、軍は成人と子どもを問わず時として強制労働を使用している（特に、紛争地域において）ことが報告されている。

5.7　ミャンマー政府において過去に軍が果たしてきた役割から、軍関係者は、人権乱用の告発に関する訴追を免れる傾向があり、軍関係者が法廷に引き出されることは少ない。ミャンマーの複数の信頼できる情報筋によると、軍関係者は、特に紛争地域および

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ラカイン州の北部および中部地方においては、処罰を受けずに行動することが可能となっている。

5.8　政府が特別緊急事態を宣言したラカイン州におけるコミュニティ間暴力の最中、コミュニティ保護の役割を第一義的に担ったのは警察ではなく軍であった。しかしながら、シャン州北部やカチン州などの紛争地域においては状況は異なり、軍は紛争地域において国民を保護することができなかったとする信頼できる報告がある。

警察

5.9　ミャンマー警察は 1964 年に設置され、内務大臣の直属下に置かれている（内務大臣は、軍によって任命される）。14 の州・管区の警察に加え、中央指揮官直属の独立の下位命令系統の下に機動部隊が設置されている。ラカイン州北部知筆は、国境警備隊（BGP）が警察機能の大部分を遂行している。

5.10　警察は、危機対応が遅く、大規模デモへの対処においては無力であることが少なくない。たとえば、2012 年～2013 年、ラカイン州におけるコミュニティ間暴力に際して警察はロヒンギャの保護において無力であった。重大事態に際して警察が有効な対応能力を持たない背景には、人員、訓練、資源の不足が理由の一つとしてうかがえる。

5.11　警察内部で腐敗は重大問題であり、保護要請への対応や犯罪捜査における首尾一貫性のなさの原因の一つとなっていると報告されている。米国務省によると、警察が犯罪の犠牲者に対し、犯罪捜査の実施のために高額のわいろを要求することが少なくない。また、民間人に金銭を強要することも日常的となっている。腐敗と強要は、特に、ラカイン州に居住するロヒンギャに対して横行している（『ロヒンギャと自己識別する人々』セクションを参照）。紛争地域においては、警察による嫌がらせ（ハラスメント）、恣意的な民間人の拘束や虐待について信頼できる申し立てがある。

5.12　全体として、民間人に対する国の保護提供という点で、警察の能力は、特に大規模抗議行動や重大コミュニティ間暴力事件においては限られていると DFAT はみている。警察の行動は不処罰に付されるのが通例である。

司法

5.13　ミャンマーの司法をめぐっては、腐敗と独立性の欠如が長く続く重大問題である。政府は、連邦司法組織の上級職者を任命する。裁判官は通常、自己の立場を独立的とは

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

みておらず、司法制度は長らく政治的偏りの影を引きずっている。州・管区レベルにおいては、民事問題は司法ではなく官僚組織によって取り扱われることが多い。米国国務省によると、司法界には腐敗が蔓延している。

5.14　刑事事件は村の治安判事の審理に委ねるほか、州や連邦裁判所に上訴することができる。最高レベルの司法機関は憲法裁判所であり、通常は法案の審理を取り扱う。憲法は、憲法裁判所の決定を保護しているが、憲法裁判所判事は政府が任命する。個々の憲法裁判所判事の決定は、同判事の退任後に再考に付すことができる。2012 年、憲法裁判所判事全員が退任を強いられたが、この例にも、憲法裁判所および司法全体の独立性の欠如が現れている。本報告書の作成段階における協議で信頼できる情報筋が語ったところによると、司法は今なお極めて弱体であり、能力の低さと独立性の欠如が障害となっている。政府と法曹界の双方が司法制度改革に取り組んでいる。取り組みは続いているものの、有意な成果を上げるには長い時間が必要であろう。一般国民の司法に対する信頼は極めて低レベルである。

5.15　DFAT は、全体として、ミャンマーの司法は弱体であり、国の保護を提供する能力は限られているとみている。政治的にデリケートで、既得権益や治安活動が絡む問題では、司法が独立性に基づく結論を下すことに信を置くことはできない。それほど慎重さを求められないケースでは、司法内部の腐敗が公正な裁判の履行に影を落とす可能性がある。

拘留と刑務所

5.16　ミャンマーの矯正局（Correction Department）は、40 以上の一般刑務所を管理している。女性は、大都市にある女性刑務所に収監され、収監されている受刑者の子どもに対しては政府が教育を提供する（高校レベルまでのケースも認められる）。1993 年児童法（1993 Child Law）に基づき、刑事責任を問われる最少年齢は 7 歳である。したがって子どもが成人法廷において裁かれる可能性がある。本報告書の作成時点で、政府は児童法の抜本的な改正を進めている。信頼できる情報筋によると、一般刑務所に加えて、政府は約 50 の強制労働収容所を運営している（一部は仮設）。これらの労働収容所は劣悪な状況にあると伝えられ、安全が不十分なための傷害、時には死亡ケースも発生している。

5.17　赤十字国際委員会（ICRC）は、ミャンマーの刑務所および労働収容所の視察を許されている（ICRC 報告書は、刑務所当局に極秘ベースで提供されている）。しかし、国際監視団は、ラカイン州北部および中部地方の警察の勾留施設への立入りは許されていない。政府は、ICRC やその他の市民団体の協力を得て刑務所条件の改善に取り組んでい

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

る。

5.18　刑務所の過密状態は未解決の問題である。たとえば、信頼できる情報筋によると、ヤンゴン（Yangon）のインセイン（Insein）刑務所は、収容能力 5,000 人程度だが、現在の収容囚人数は 8,000 人前後となっている。囚人たちは、医薬品や保健医療サービスをなかなか受けられない状況にあると伝えられる。腐敗が横行しており、囚人は食品、水、居住スペースに関する便宜を求めて看守に賄賂を贈っている。それにもかかわらず、刑務所の状況は国際水準に及ばないものの、改善の兆しは認められている。通常、法定代理人はクライアントに接見が許されている。受刑者の家族は、家族構成員リストを当局に示し家族であることを証明可能なことを条件に訪問が認められている。

ロヒンギャに対する国の保護

5.19　警察の保護を求めるには、訴え手続のために公式身分証明書類が必要である。ロヒンギャと自己識別する人々は、市民権を持たないため、しばしば警察に訴えることができない。ラカイン州の地方行政機関と警察は、ほぼ全員がラカイン族仏教徒である。信頼できる情報筋によると、ラカイン州の警察は、ロヒンギャの人々に対して社会的偏見を抱いている。反イスラム教徒コミュニティ間暴力が広がったとき、警察は傍観していたとする信頼できる報告がある。DFAT では、ロヒンギャの人々をコミュニティ間暴力から守るための国の保護を警察が提供することに信をおけないとみている。

5.20　ラカイン州においては、法定代理人および裁判システムへのアクセスは限られている。通常、民事訴訟は（ラカイン族仏教徒の）地方行政職員によって処理される。刑事事件は、告発に至るには地方警察のサポートが必要である。

5.21　全体として、ロヒンギャの人々は有効な国の保護を享受不能であると DFAT は捉えている。

国内移転

5.22　ミャンマー憲法第 355 条は、国民の「ミャンマー連邦内の任意の場所に法律に従って定着し居住する」権利を保護している。ロヒンギャなど市民権を持たない者は、移動を登録することを義務付けられている。報告書作成時点で、通常の居住場所以外の場所に滞在するミャンマーの人々は、依然として、地方当局への届出が義務付けられている。ミャンマー議会は現在、通常の居住地以外の場所における滞在が 30 日未満の場合は

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

当該要件の適用対象外とする法改正を検討中である。

5.23　身分証明書類の取得および電気や水などのサービス受給には、世帯登録が義務付けられている。世帯リストは、郡区による人口推計にも使用され、リストの管理は郡区の総務局が担当している。世帯の一員が登録変更を望む場合、正式手続きとしては、世帯筆頭者が郡区役場に赴いてリストから削除する。その後、世帯員に対して移転通知が交付される。移転する世帯員は、この通知をその他の身分証明書類とともに手数料を添えて、移転先の郡区総務局に届出を行い、新規世帯リストへの追加手続を行う。手続に必要とされる書類の種類および金額は、管轄司法域により異なる。

5.24　子どもが出生した場合、出生証明書を取得し、世帯リストに追加登録する必要がある。各世帯は、「筆頭者」が公式に指定されていなければならない。今日では伝統要素の部分が大きいが、時として、世帯筆頭者は世帯全員を代表することを求められる。

5.25　国内に居住するミャンマー国民が世帯リストに登録されていないケースは稀である。登録されていないことが判明した場合、最長 7 日の警察勾留に処される。世帯筆頭者は、勾留期間中に世帯に帰属することを立証し、未登録者の世帯リストへの登録を実行しなければならない。世帯筆頭者が未登録者が世帯員であることを主張しなかった場合については不分明であり、DFAT では、不正確な登録の頻度や処分の一貫性について情報は得ていない。人々の移動を監視するための「単発的チェック」は依然として行われているが、近年は過去に比べると頻度は低下している。

5.26　少数民族が支配的人口を占めている州の居住者は、典型的に、ビルマ族が過半数を占める地域の居住者に比して、移動の自由が強く制限されている。これらの州では、州令や地方令によって移動の自由が制限されている可能性がある。

5.27　少数民族の中にはビルマ語を解さない者もいる。社会福祉システムが未発達なため、ビルマ語能力の欠如は、言語が共通する地域への移転を除くと、実際の移転は難しいことを意味する。

5.28　上述の難しさにもかかわらず、近年の都市化により、多くの人々の国内移転が発生していることが判明している。移転の理由は、よりよい経済・ライフスタイル・教育機会の追求を含めて、多種多様である。国内の移住パターンは複雑である。生計の機会を求めて移動する人々が多く、季節的移住ルートが一般化している。国境を越えた移動は、特にタイやマレーシアへの移住が一般的であり、同じく生計機会と密接に関連している。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

5.29　全体的に，DFAT は，ロヒンギャやその他の無国籍者を除いて，ミャンマー国内の多くの人々が，個々の財政状況に応じて，暴力や差別のリスクを軽減するため一般的に移住することが可能であると評価している。IDP キャンプは，民族武装勢力から逃れようとする多くの人々にとって，短期から中期にわたる選択肢となりえる。

ロヒンギャにとっての国内移転

5.30　ラカイン州北部地方のロヒンギャにとって、移動の自由は重大問題である。彼らは、場合によっては同じ村内でさえも、動き回るために地方当局の許可を得ることが義務付けられている。IDP キャンプや都市内民族包領に居住するロヒンギャも同様に、地域の警察によって移動の制限を課されている。ロヒンギャは有効な身分証明証なしには合法的に州間移動することができないが、殆どのロヒンギャは身分証明証を持っていない。ラカイン州北部とバングラデシュの間で、公式旅行許可証を保有して正規に旅行するロヒンギャは多いが、この旅行はもっぱら短期旅行としてのみ許可されている。バングラデシュ政府は、ロヒンギャをバングラデシュ国民とは認めておらず、ロヒンギャはバングラデシュ国内に居住する権利を持たない。

5.31　一部のロヒンギャは、ミャンマー国内の他の地への移転および身分証明書類の取得に成功しているが、これは通例として公式手続をごまかしたためである（すなわち、偽造書類の購入、または虚偽情報に基づき真正書類を入手）。経済的に余裕のあるロヒンギャは、通常、公務員を贈賄し、旅行許可証や身分証明証を入手することができる。ラカイン州のロヒンギャの大半は、こうした手段を講じる経済的余裕はない。

5.32　DFAT のみるところでは、ラカイン州のロヒンギャがミャンマーの多地域に移転を試みる場合、大きな公式・社会的・社会経済的障壁が存在する。しかし、ヤンゴンやマンダレー、その他の国内各地のロヒンギャ・コミュニティに実証される通り、移転に成功する例も時に存在する。全体としては、ラカイン州のロヒンギャが暴力や差別を逃れるために他の地域に移転可能なことは稀である。

帰還者の取扱い

5.33　ミャンマー労働・入国管理・人口省は、帰還者の面接実施責任を負っている。DFAT は、これらの面接が実施される頻度や、政府治安当局がいかなる種類の情報を得ているか（得ているか否かを含めて）については了知していない。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

5.34　過去には、政府が反対派の著名人物の旅行や居住を管理しようとしてきた。しかし、2011 年の大規模な民主改革を受けて、政府による管理は下火になっている。2011 年 8 月 17 日、当時のテイン（Thein）大統領は、ミャンマーは軍政時代に国を逃れた亡命者の帰還を歓迎するという声明を出した。現在は、元政治囚や亡命活動家は安全に帰国可能なことが通常である。本報告書の作成にあたり、DFAT は軍政中に亡命または投獄された多数の政治活動家や人権活動家から話を聴いた。これらの人々は、近年になって自由にミャンマーに帰国可能となり、政治的に活動的な状態が維持されている。軍批判を積極的に公言したことで知られている人々は、LGBTI や民主主義の活動家など他の政治活動家よりも厳格な精査を受けている可能性がある。

5.35　ミャンマーへの自主的または強制的帰還者の数については信頼できる情報は得られていない。国際移住機関（IOM：International Organisation for Migration）の支援で帰国した自主的帰還者は、（可能な場合は）職業訓練や医療を含めて短～中期的な復帰援助を受けている。

5.36　不法出国した帰還者は、理論的には、不法越境したかどで最長 5 年の禁固刑に処せられることになっている。DFAT の理解しているところでは、この条項は近年は執行されていない。たとえば、2015 年には多数の出稼ぎ労働者がマレーシアから帰還し、一部は不法出国者であった。ミャンマー政府は、マレーシア政府との間で彼らの帰国を許可する合意に達し、出稼ぎ労働者も帰還に同意した。彼らは一括してヤンゴンに迎え入れられ、政府は各自の帰郷のための交通費として 10,000 チャット（約 8US ドル）を支給した。

5.37　2015 年 5 月、移住失敗したイスラム教徒ロヒンギャの集団――バングラデシュ出身者が大半を占めたが、一部はミャンマー出身――が海上で救助された。ミャンマー政府は、彼らのうちミャンマー出身のロヒンギャについては、世帯登録リストや近親者への連絡により出身地が確認された場合は、ラカイン州への帰還を許可した。DFAT では、これらの人々に対して、ラカイン州のロヒンギャが全般的に直面するレベル（本報告書に記述）を超える虐待が行われたことは了知していない。

5.38　DFAT では、これらの亡命を希望したが失敗したロヒンギャ、特に国外亡命を希望した者からの具体的な信頼できる虐待報告は了知していない。

出入国手続き

5.39　ミャンマーのパスポート保有者に関する入国手続は、基本的には、国際標準手続

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

と類似である。空港職員が記入事項を吟味し、パスポートの氏名と旅客名簿の氏名を照合する。税関および入管職員は、手荷物を入念に検査し、パスポート写真と書類保持者が同一人物か否かの確認手続きを行う。入管職員は、パスポート書類を精査する。警察と入管の身元確認システムは統合されていない。入管記録は入国者に関する標準的な情報を記録する。ミャンマー国籍を持つ者は、入国では書類に父親の名を記入することが義務付けられており、出国の場合は父親の名に加えて、住所と ID カード番号を記入しなければならない。

文書類

5.40　ミャンマーの 1982 年国籍法（1982 Citizenship Law）は、市民権を、完全市民権、準市民権および帰化市民権の 3 種に分類している。準および帰化市民権の保有者には、一連の権利が付与される。

5.41　ミャンマー国民と結婚した外国人は、配偶者と同一の完全な権利を付与されるとは限らない。その子どもも同様である。しかしながら、パスポートやその他の宗教や国境を超えて移動するために必要な旅行許可証を取得することはできる。ミャンマーでは 18 歳以上の全ての国民は選挙権を持つが、被選挙権は完全市民権を持つ国民（両親がともに完全市民権を持つ者）のみに認められている。政府は、「国の利益のために」、出生により市民権を有する者を除くあらゆる者の完全・帰化・準市民権を無効とすることができ、これらの者の市民権カテゴリーを完全市民権よりも安全性の低いカテゴリーに変更することができる。帰化および準市民権カテゴリーについての教育サービスを享受する権利は黙示的であり、たとえば、医学、法律、工学など一部の職業教育課程への入学は、完全市民権保有者のみに制限されている。

5.42　1989 年、政府は 1982 年国籍法の執行プロセスを開始し、旧来の国民登録カード（NRC：National Registration Card）に代えて、新しい身分証明証を発行した。1982 年法では、政府は完全国民には市民権精査カード（CSC：Citizenship Scrutiny Card、別名「ピンクカード」）を、帰化国民には帰化市民権精査カード（NCSC：Naturalised Citizenship Scrutiny Card、「グリーンカード」）、また準国民には準市民権精査カード（ACSC：Associated Citizenship Scrutiny Card、「ブルーカード」）を発行することになっている。ミャンマー国籍を持たない者に対しては、通常、外国人登録証明書が発行される。

5.43　完全国民に対して発行される CSC は、保持者の写真、氏名、父親の名、国籍、宗教および職業を含めた情報が記載されている。ID カードは、クレジットカード大の硬い

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

（ラミネート処理されている場合もある）ピンク色のカードである。外国人には、本物と偽造との見分けは付きにくいと報告されている。ID カードは、ミャンマー国内における比較的自由な移動を許可し、また投票権や公立学校を含めて一部のサービスを享受する資格証明としても機能する。

ロヒンギャに発行される書類

5.44　1989 年以前は、ロヒンギャを含めてラカイン州の住民のほとんどが NRC 保有者であり、NRC 以外の身分証明証を保持していたロヒンギャはごく少数であった。1995 年、政府はロヒンギャに対し、仮登録カード（Temporary Registration Card、「ホワイトカード」）の発行を開始した。ホワイトカードは、以前は NRC を紛失した者に対して一時的に交付されていたものである。2015 年、当時のティン・セイン（Thein Sein）大統領は、ホワイトカードは無効であると宣言した。この宣言により、ロヒンギャは正式な身分証明書類を持たないことになった。

5.45　現状ではロヒンギャの大多数は身分証明証がないために実際上、無国籍者となっている。政府は、ロヒンギャをミャンマーの公式 135 民族の一つとして認めていない。ロヒンギャは、ミャンマー国民として認められておらず、バングラデシュなど近隣諸国の国民としても認知されていない。一方、1982 年国籍法に基づき、多数のロヒンギャは正式に準または帰化市民権の適格者となっているが、実際には、政府職員はロヒンギャに市民権を与えることに消極的である。帰化または準市民権を拒否するロヒンギャも多い。一つの理由として、これらのカテゴリーは、1823 年以前にミャンマー／ビルマにロヒンギャが存在したことの否定を暗示し、ロヒンギャはバングラデシュからの移民であるという見解（ロヒンギャはこの見解は正しくないとする）を法的に強化するからである。さらに、帰化および準市民権カテゴリーは、前述したとおり完全市民権に比して付与される権利が少ない。ロヒンギャが直面している国籍問題についての詳細は、『ロヒンギャと自己識別する人々』セクションを参照。

世帯登録リスト

5.46　CSC の取得や、電気・水など公共サービスへのアクセスには世帯登録リストが必要である。ラカイン州北部地方のロヒンギャにとって、世帯登録はしばしば唯一の取得可能な正式書類となっている。世帯登録についての詳細は、『国内移転』セクションを参照。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

パスポート

5.47　ミャンマーは 2010 年に機械読み取り可能パスポートを導入した。政府は現在、電子パスポートシステムの導入に取り組んでいる。電子パスポートは、保持者の身元確認のためのバイオメトリック情報を含むものとなる。

5.48　2014 年以前、パスポート発給センターは、ヤンゴンとマンダレーの 2 か所であった。2014 年 1 月、政府は新たに全国 15 のパスポート発給センターを開設した。現在、すべての州・管区に発給センターが存在する。

5.49　パスポート取得には、ミャンマー国民は CSC および世帯登録を提示する必要があり、さらに発給センターでも申請書記入が必要である。申請には本人が出頭する必要があり、「公式」に写真を撮影される。発給までの期間は 1 週間程度と伝えられるが、発給センターでは、受取可能日は 10～15 営業日後に指定するのが通常である。

偽造の横行

5.50　ミャンマーでは文書偽造が横行している。偽造は、偽造書類の作成と、虚偽情報に基づく真正書類取得の 2 通りがある。国内の腐敗の蔓延は、偽造書類は比較的容易に手に入る可能性を意味する。前述したとおり、CSC、ACSC、NCSC という単純なカテゴリー区分から、偽造書類の作成も比較的容易である。パスポートはセキュリティの面では遥かに高レベルだが、偽の CSC を用いて真正パスポートを取得できる。前述したとおり、入管システムと警察のデータベースはリンクしていない。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。